



## 第5章 史跡の現状と課題



### 第1節 保存管理に関する現状と課題

#### 1. 現状

令和3年3月現在、史跡の本質的価値を構成する貝塚本体が広がる土地計41筆、19,876.94m<sup>2</sup>が史跡に指定されていますが、23名の地権者が分有しており、道路敷を除いて公有地化がなされていません。また、史跡指定範囲に取り囲まれた1筆990m<sup>2</sup>については、史跡指定に向けて地権者と協議を継続しています。史跡指定範囲の西側の隣接地についても、貝塚本体と接しているため追加指定が相応しい土地と考えられます。

さらに、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項及び農地法第2条の規定により、農業以外での土地利用が制限されているため、史跡指定範囲及び追加指定すべき土地の大部分は田畑です。そのため、現地地表面には貝殻が散布し、貝層の広がりを見認することができますが、降雨等による現状の変更も懸念されます。

なお、史跡指定範囲の東側にあたる低地部分（東の谷）には、近年の考古学研究成果から、貝塚と関連する水場遺構の存在が示唆されています。

#### 2. 課題

管理団体である春日部市が史跡を一元的に管理するためには、史跡指定範囲の公有地化とそれに先立つ関係法令上の諸手続きが必要です。また、史跡指定範囲に取り囲まれた未指定の1筆の土地、及び史跡指定範囲の西側の隣接地についても、地権者と協議のうえ追加指定が必要です。

さらに、公有地化とあわせて、史跡指定標識の設置など、法第115条第1項の規定に基づき、市は史跡を保存管理するための措置を実施する必要があります。

なお、東の谷については、地権者や関係機関と十分に協議のうえ、保存目的のための範囲内容確認調査を行い、史跡と関連する遺構などを確認した場合は、追加指定を図ります。



## 第2節 活用に関する現状と課題

### 1. 現状

現在、活用事業は調査成果を踏まえた情報発信や、講座などのソフト事業を継続して行っています。平成30年には、神明貝塚の特徴や価値を紹介するパンフレットと動画を作成し、Web上に公開して広く周知に努めています。また、春日部市郷土資料館で夏季展示を実施し、1,892人の来館者がありました。以降、公民館などの公共施設で巡回展示を実施しています。その他、神明貝塚に対する市民理解を深めるため、学識者を招いたシンポジウムや市民向け出前講座、小・中学校及び義務教育学校への出張授業などを開催しています。

現地での活用事業については、文化財めぐりなどの現地解説や、平成21～29年の保存目的の範囲内容確認調査の際の現地説明会、近隣の小学校の児童を対象とした体験発掘を実施しました。しかし、調査終了後の現在は、大部分が農地として利用されていることから、広く土地を活用することができず、説明会や体験事業等の事業は休止しています。

また、神明貝塚は市の北東端にあり、中心市街地から約8.1kmを測り、公共交通も路線バスに限られています。駐車場などの便益施設もないため、現時点では、史跡まつりなどの大規模なイベントの会場として、多くの来訪者を呼び込める状況ではありません。一方で、神明貝塚一帯を日常的に散策する住民や、自転車で来訪する住民もみられます。

なお、周辺地域には多くの文化遺産が所在します。西親野井地区には県指定有形文化財「板石塔婆」が、近隣の西宝珠花地区には江戸時代に栄えた河岸の面影を止める歴史的建造物のほか、市指定無形民俗文化財・国記録選択無形民俗文化財「宝珠花大凧揚げ」、市指定有形文化財「宝珠花神社扁額」、「小流寺縁起」などがあり、いずれも徒歩で散策できる範囲内に所在することは大きな利点です。

### 2. 課題

活用事業における参加者アンケートからは、縄文人の生活に対する市民の関心が高いことが窺えます。神明貝塚の周知のためには、今後も事業を継続していくことが有効です。

また、神明貝塚の所在する西親野井地区は、全国的な流れと同様に人口減少が進み、市民や地域住民からは史跡の活用が地域の活性化につながることを期



待されています。神明貝塚に人々が集い、賑わうためには、貝塚周辺の住民だけでなく、市の中心市街地に居住する市民や、近隣の市町などからの来訪者を増加させ、地域の活性化につなげることが求められます。そのためには、文化遺産が多く所在する立地特性を活かし、周辺の文化遺産や観光資源と一体で活用する方法や、学校教育や近隣の市町村、国、県などの機関と連携し、幅広く人を呼び寄せる方法を検討する必要があります。

### 第3節 整備に関する現状と課題

#### 1. 現状

神明貝塚の史跡としての本質的価値は、学術上、非常に重要です。現地では地表に貝殻が散布し、貝塚全体を視認できる景観ですが、降雨などによる現状の変更も懸念されます。

また、史跡の本質的価値を構成する住居跡や墓などの遺構は、発掘調査後、埋め戻され、地中に保存されていますが、見学することはできません。

さらに、中心市街地に居住する市民が神明貝塚を来訪する際の主な交通手段は、自動車であると想定されますが、史跡及びその周辺は農村地帯であり、駐車場などの便益施設はありません。しかも、農業以外での土地利用が制限されているため、駐車場などの便益施設を直ちに設置することはできません。

加えて、史跡指定後は来訪者が増加しており、地域住民が来訪者から神明貝塚への経路を尋ねられることも多くなっています。しかし、現地へ来訪者を誘導するための案内板はありません。

#### 2. 課題

整備にあたっては、公有地化を図りつつ、史跡を確実に保存するための措置を早急に行う必要があります。加えて、史跡の価値を顕在化させるための措置や、来訪者を増加させるための便益施設なども不可欠です。

まず、史跡を確実に保存するための措置として、雑木の伐採、貝塚や遺構を保護するための盛土などが必要です。次に、来訪者のため、駐車場や案内板などの設置、路上駐車や農地への立ち入りに関する注意喚起など、史跡を快適かつ安全に見学するための措置と、地域住民の暮らしに配慮する措置が求められています。

そして、史跡の価値を顕在化させるための措置として、当時の地形、植生、

景観、建物などの復元や、貝層や各遺構の位置、規模、形態といった情報を現地で提供する説明板の設置、発掘された遺物を収蔵、管理、展示する施設が必要です。なお、冬季は強烈な北風が吹き表土が巻き上がるため、来訪者及び近隣の住宅、農地などの周辺環境への配慮が必要です。また、周辺道路の多くは、関係法令に基づく道路後退などの措置が必要です。

## 第4節 運営体制に関する現状と課題

### 1. 現状

このように、史跡の保存管理、活用、整備には多くの課題と、措置すべき事業があります。課題を解決し、事業を実施するためには、それに対応する人員の配置など、充実した運営体制が必要です。庁内関係部局との情報共有や連携は、本計画の策定を契機に本格化したところです。

### 2. 課題

史跡の保存管理、活用、整備に係る多くの事業を実施するため、組織の強化や人材の育成、庁内関係部局との情報共有、連携強化が必要です。今後は、観光振興課や農業振興課など、地域の振興に係る部署を中心に連携を強化し、事業を進めていく必要があります。

また、史跡周辺の環境整備、広域的な景観形成など、よりよい史跡整備のためには、より多くの住民の協力が必要です。地域住民や市民などが保存管理、活用、整備に参画するきっかけとなる事業を実施するとともに、担い手（サポーター）として養成する必要があります。加えて、史跡の保存管理、活用、整備の各事業とともに、周辺地域の産業の発展や地域住民の生活環境の向上を図る事業を総合的に企画し、調整することが求められています。



## 第6章 基本理念・将来像・基本方針



### 第1節 基本理念と将来像

これまでの調査成果から、神明貝塚は現在の東京湾岸域に位置する貝塚よりも内陸的な食生活をしていたことを証明し、新たな縄文時代像を提示しました。これは学術上、非常に意義深く、神明貝塚は日本の歴史を語るうえで欠くことのできない遺跡なのです。そのような貝塚が、春日部市に残されているということは、市民にとって大いなる誇りであり、市に対する愛着を深めることにつながります。その愛着や誇りの源である神明貝塚に多くの人が集い、活動することで、地域、そして市全体が活性化することが期待されます。

これらを踏まえ、市民とともに神明貝塚を保存し、活用していくために、「神明貝塚から春日部の未来と縄文の世界をひらこう」を本計画の基本理念とし、下記のとおり神明貝塚の将来像を定めます。

### 基本理念

神明貝塚から春日部の未来と縄文の世界をひらこう

### 将来像



- 1 史跡を確実に保存し、未来の世代へ恒久的に伝える。
- 2 史跡が市民にとって身近になり、愛着や誇りの源とする。
- 3 史跡に多くの市民が集い、賑わい、活動する場とする。
- 4 史跡が地域の産業の発展や地域住民の生活環境の向上に資する。



## 第2節 基本方針

基本理念をもとに、上記4つの将来像を実現するための、保存管理、活用、整備、運営体制についての基本方針を下記のとおり定めます。

### 1. 保存管理の基本方針

史跡としての神明貝塚の本質的価値は、「完全な形で現存する東京湾岸最北の大型貝塚」であり、「縄文時代後期前半の集落研究の示準となる遺跡」であることです。遺跡の多くが開発により喪失している現代において、3,800年前のムラの跡がほぼ完全な形で残されていること自体が奇跡であり、神明貝塚は春日部市民のみならず、国民共有の財産といえます。したがって、貝塚本体及びその周辺を保護するための措置（公有地化、追加指定、現状変更の取扱い基準の設定など）を行います。

また、発掘された多くの遺構、遺物は、本質的価値である「縄文人の食料資源の多様性を示す遺跡」、「東京湾岸域の貝塚の様相を現物として示す遺跡」の2項目を証する貴重な学術資料です。しかも、それら遺構、遺物を状況に即して確実に保存管理すると同時に、調査、研究を計画的に進め、神明貝塚が「日本列島の汽水性貝塚を代表する遺跡」であることを明らかにします。

### 2. 活用の基本方針

現代の私たちと、神明貝塚の縄文人の間には、3,800年にもわたる時空の隔たりがあります。しかし、シンポジウムなどの活用事業の参加者アンケートでは、縄文人の生活に対する関心が高いことが窺え、特に食文化に興味を持つ傾向にあります。このことから、市民にとって身近な切り口から史跡の本質的価値を効果的に伝える活用事業を実施し、市民にとって史跡が愛着や誇りの源となることを目指します。

加えて、神明貝塚は地域に根差した、地域の宝であり、神明貝塚を核として、地域の魅力を高め、ひいては春日部市全体の魅力をも高めていくことが理想です。市内外から来訪者を呼び込み、地域に賑わいを創出し、市全体の活性化を促進します。

ただし、史跡の本質的価値を市民が正しく理解するため、活用事業は調査成果に基づくものとします。また、史跡の本質的価値を損ねるような事業は厳に慎まなければなりません。



なお、効果的に活用事業を進めていくためには、地域や学校教育との連携は不可欠です。神明貝塚を守りたい、伝えたいと思う人材の養成につながるよう、関係機関との連携を図ります。

### 3. 整備の基本方針

神明貝塚は日本の歴史を語るうえで欠かすことのできない遺跡であり、その本質的価値は学術上、非常に重要です。したがって、史跡の整備は、保存を前提に、発掘調査の成果に基づいた縄文時代の景観の復元と、史跡の価値を効果的に伝える施設を整備するものとします。また、その施設は、未永く神明貝塚を保存管理、活用、整備していく際の拠点に位置付けます。

なお、現状は田畑などの緑豊かな土地である神明貝塚を、史跡として整備することは、そこに新しい空間、景観、施設を作り出すこととなります。そして、それらの空間、景観、施設は、多くの市民に親しまれ、賑わい、活動する場として活用しなければなりません。したがって、神明貝塚における史跡の整備とは、人と自然が共生する緑あふれる環境に、縄文時代の景観を復元し、神明貝塚に関わる人や訪れる人で賑わう様子、活用されている様子を加えた、新しい景観を創り上げるものとします。

### 4. 運営体制の基本方針

史跡の本質的価値を確実に守り、未来の世代へ恒久的に伝えるための保存管理、史跡の学術的価値を高めるための調査研究、史跡の本質的価値を市民に伝えるための活用事業、史跡の本質的価値を顕在化させ、多くの市民が集い、活動する場とするための整備事業を実施するため、人材の育成や体制の構築を行います。

また、神明貝塚を市民にとって愛着や誇りの源とするためには、市民の積極的な参画が不可欠であり、保存管理や活用、整備の担い手（サポーター）の養成を推進し、市民などと連携した、持続性のある協力体制の構築を検討します。

あわせて、史跡周辺の環境整備、広域的な景観形成など、よりよい史跡整備のため、史跡の保存管理、活用、整備とともに、周辺地域の産業の発展や地域住民の生活環境の向上を図る事業を総合的に企画、調整します。





## 第7章 史跡の保存管理



### 第1節 方向性

史跡を守り、未来の世代へ恒久的に、確実に伝えるための保存管理、及び史跡の学術的価値を高めるための調査研究は、現状と課題及び保存の基本方針を踏まえ、下記の方向性をもって実施します。

- 1 史跡は現状保存を原則とします。
- 2 法第113条第1項に規定する管理団体として、春日部市が史跡を一元的に管理します。
- 3 史跡を適切に保存し、管理するため、史跡指定範囲及びその周辺を、目的や現状に沿った地区に区分します。
- 4 地区区分ごとに、保存管理の方法や現状変更の取扱い基準を設定します。
- 5 史跡を確実に保存するため、史跡指定範囲及びその周辺を公有地化します。
- 6 史跡指定範囲周辺の調査を行い、新たに守るべき範囲が明らかとなった場合は、地権者と協議し、追加指定をします。
- 7 追加指定や公有地化の円滑な処理に向けて、地権者と良好な関係性を構築します。
- 8 史跡の毀損、滅失を防ぐため、関係法令に基づき、史跡指定範囲の明示、注意喚起を行います。
- 9 史跡を確実に保存するための工事、史跡を毀損する恐れのあるものの除却を行います。
- 10 史跡の本質的価値を高めるための調査、研究を実施します。

### 第2節 方法

#### 1. 地区区分の設定

神明貝塚を構成する要素の分布状況、地形、土地利用などの現状を踏まえ、史跡指定範囲及びその周辺をA～D区の4つに区分します(図34)。このうち、史跡指定範囲をA区、追加指定を予定する範囲をB区とします。また、史跡隣接地に緩衝帯を設け、史跡と一体的な活用、整備を進め、良好な景観形成に努

める範囲をC区、将来的に調査を行い、保存、活用を検討する範囲をD区とします。

### (1) A区（史跡指定範囲）の定義と概要

史跡指定範囲（19,876.94m<sup>2</sup>）です。神明貝塚の史跡としての本質的価値を構成する縄文時代の貝塚、遺構が分布する範囲です。

現況は大半が農地であり、一部、地域住民が農業及び生活に利用する道路を含みます。その他、電柱、フェンス、井戸などの工作物や樹木があります。

### (2) B区（追加指定予定範囲）の定義と概要

史跡指定範囲に囲まれた地点と、史跡指定範囲の西側に隣接する地点の計2,214m<sup>2</sup>の範囲で、追加指定を予定しています。これまでの調査で、前者では神明貝塚の本質的価値を構成する遺構、遺物が検出されています。後者は貝塚本体と接しており、当時の集落の一部と考えられる範囲です。

現況はどちらも農地であり、後者には農業用ハウスがあります。

### (3) C区（緩衝帯、活用予定範囲）の定義と概要

A、B区の南辺から西辺、北辺までを取り囲む約21,280m<sup>2</sup>の範囲で、史跡の本質的価値を保護するための緩衝帯です。A、B区と一体で公有地化を進め、住居や植生の復元、良好な景観の形成、保存管理、活用のための拠点施設の建設などの整備を行います。ただし、整備に伴う調査などにより本質的価値と直接関係する遺構が確認された場合は、B区への区分変更を検討します。

なお、C区の南部は昭和54年の範囲確認調査で、史跡の本質的価値に直接関係する遺構、遺物は確認されておらず、当時は、縄文人が利用したであろう森が広がっていたと想定される範囲です。西部及び北部については未調査ですが、南部と同様であったと想定されます。

現況はその大半が農地で、一部は宅地、原野です。電柱、農業用ハウス、井戸などの工作物、樹木などがあります。

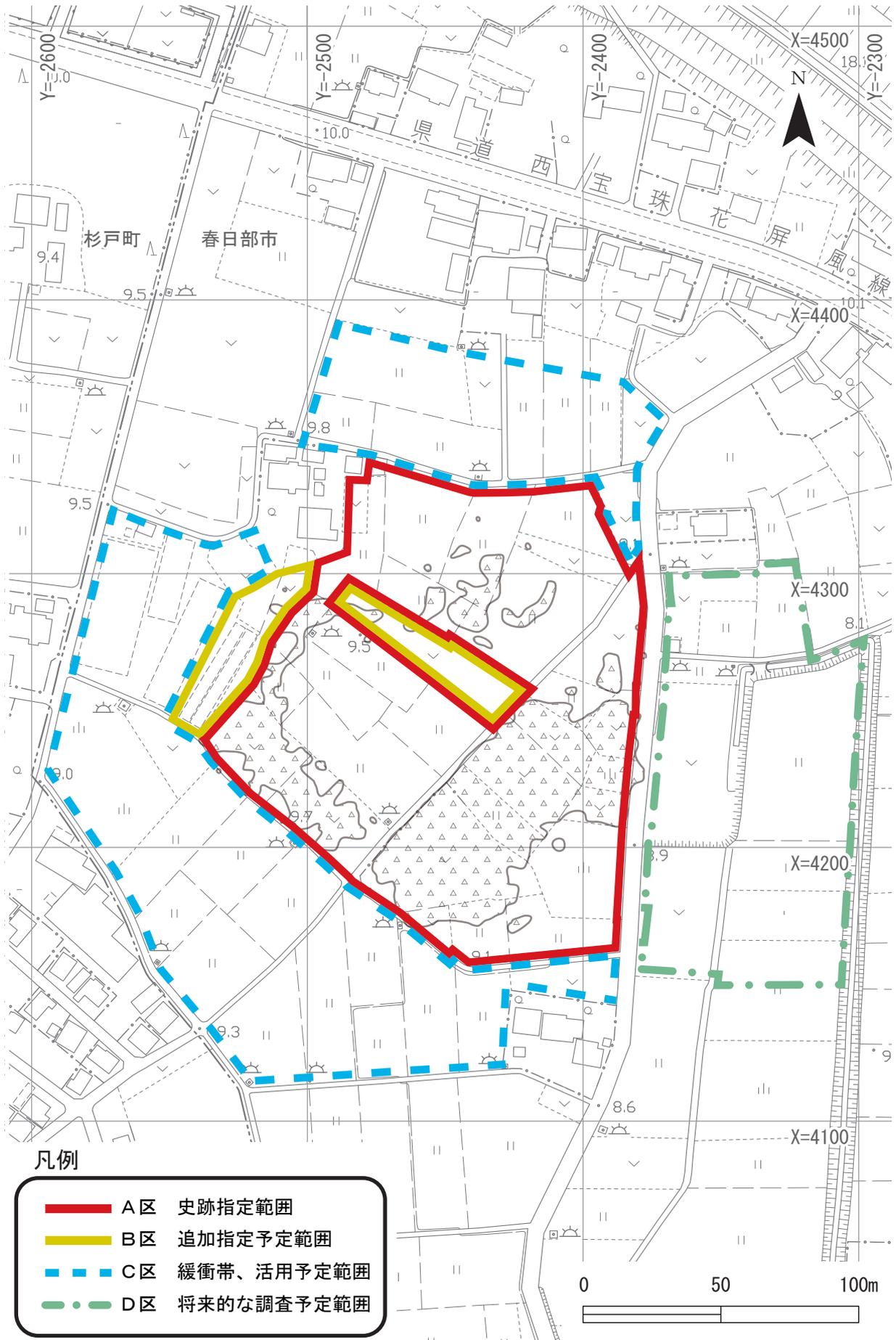


図 34 地区区分図

#### (4) D区（将来的な調査予定範囲）の定義と概要

A区の東辺に位置する、低地部（東の谷）を含む約11,207m<sup>2</sup>の範囲です。将来的に調査を行い、保存管理、活用を検討します。低地部でのボーリング調査により当時の古環境を示す地層が確認されていることから、縄文時代の水場遺構などの存在が窺われます。調査により、それらが確認された場合はB区として、確認されなかった場合はC区として設定を検討します。

現況は大半が農地であり、電柱、農業用ハウス、井戸などの工作物があり、農業用排水路が敷設されています。また、農地改良により天地返しや土盛りがなされており、調査方法については十分検討する必要があります。

## 2. 各地区における保存管理の方法

各地区での実施する保存管理の方法は下記のとおりとします。

### (1) A区（史跡指定範囲）

- ・ 史跡の調査や保存管理、活用を目的とした整備を除き、現状変更は原則として認めません。
- ・ 現状変更を行う場合には、文化庁及び埼玉県教育委員会と十分な事前協議を行い判断します。
- ・ 地権者の理解と協力を得て公有地化を行います。
- ・ 盛土などの措置により、遺構、遺物、地形を適切に保護します。
- ・ 遺物や図面、写真類、自然科学分析の基礎資料などを適切に保存します。
- ・ 史跡の保存管理に影響をおよぼす要素や、史跡としての景観に相応しくない要素は、関係者と協議のうえ、移転、除却を行います。
- ・ 法に基づき史跡指定標識、境界標、説明板を設置し、史跡指定範囲を明示します。
- ・ 指定地内で毀損などが認められた場合には、現状変更取扱い基準に基づき、原状復旧を行います。
- ・ 指定地内への車両の不法駐車やゴミなどの不法投棄、目的外利用が行われることのないよう、情報の周知や定期的な点検を実施します。

### (2) B区（追加指定予定範囲）

- ・ 史跡指定地と同等の価値をもつ土地であり、積極的な保存管理を図ります。



- ・地権者の理解と協力を得て、全域の追加指定と公有地化を行います。
- ・追加指定後は、A区と同様の方法で保存管理を行います。

### (3) C区（緩衝帯、活用予定範囲）

- ・史跡を確実に保存するための緩衝帯として、地権者の理解と協力を得て、公有地化を行います。
- ・良好な景観形成のための植栽、便益施設などの設置を行います。
- ・史跡の本質的価値に関係する重要な遺構が発見された場合には、B区と同様の方法で追加指定を図ります。
- ・公有地化までは、地権者に現状維持の協力を求めます。現状維持がかなわない場合は、良好な景観形成について協力を求めます。

### (4) D区（将来的な調査予定範囲）

- ・貝塚本体との関係性を示す遺構、地形などが確認された場合には、B区と同様の方法で追加指定を図ります。
- ・A区もしくはB区に接し、貝塚本体との関係性を示す遺構などが確認されない範囲は、C区と同様の方法で公有地化を図ります。
- ・公有地化までは、地権者に現状維持の協力を求めます。現状維持がかなわない場合は、良好な景観形成について協力を求めます。

## 3. A区における現状変更の取扱い

A区において、物理的な変更を加える行為や、保存に影響を与える行為の許可申請区分は表3のとおりとします。文化財保護法施行令（以下、「施行令」という。）第5条第4項の規定により春日部市教育委員会へ許可権限が委譲された行為、及び法第125条但し書きに規定された行為を除き、文化庁長官への許可申請が必要です。また、現状変更の取り扱い基準は表4のとおりです。

なお、許可申請が不要な現状変更であっても、緊急の場合を除き、春日部市教育委員会と十分な事前協議を行い、法第93条、同94条の規定に基づき、必要な措置を講ずるものとします。

表3 A区の現状変更許可申請区分

文化庁長官の許可が必要な現状変更	<b>法令</b>
	法第125条
	<b>行為の主な内容</b>
	・法第125条の但し書き、及び施行令第5条第4項に規定する行為以外の行為
	<b>神明貝塚で想定される事例</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、納屋などの新築、増築、改築、除却</li> <li>・切土、盛土、土砂採取、天地返しなどの土地形状の変更</li> <li>・道路、側溝などの敷設</li> <li>・井戸掘削</li> <li>・史跡の保存管理、活用に必要な施設などの設置工事</li> <li>・史跡の景観に大きく影響する樹木の植栽、伐根</li> <li>・史跡の保存管理、活用、整備目的の発掘調査</li> </ul>
春日部市教育委員会が許可可能な現状変更	<b>法令</b>
	施行令第5条第4項
	<b>行為の主な内容</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物（階数が2以下で、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、総建築面積が120m<sup>2</sup>以下のもの。）の新築、増築又は改築</li> <li>・工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ掘削、盛土、切土などの土地の形状変更を伴わないものに限る。）</li> <li>・法第115条第1項に規定する史跡の管理に必要な施設の設置又は改修</li> <li>・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修</li> <li>・建築又は設置の日から50年を経過していない建築物などの除却</li> <li>・木竹の伐採</li> <li>・史跡の保存のため必要な試験材料の採取</li> <li>・その他、土地形状の変更を伴わない行為</li> </ul>
	<b>神明貝塚で想定される事例</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ハウス、仮設プレハブ、フェンスなどの新築、増築、改築</li> <li>・畑から田へ、または田から畑への変更</li> <li>・道路の舗装、修繕（土地の形状変更を伴わないもの）</li> <li>・史跡指定標識、境界標、説明板の設置、改修</li> <li>・電柱、電線、水道の設置、改修</li> </ul>
許可申請が不要な現状変更	<b>法令</b>
	法第125条但し書き、及び特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条
	<b>行為の主な内容</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毀損又は衰亡箇所、指定当時への原状復旧</li> <li>・毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置</li> <li>・原状復旧が不可能な場合の、毀損又は衰亡箇所の除去</li> <li>・災害に伴う応急措置</li> </ul>
	<b>神明貝塚で想定される事例</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の状況に応じて行われる応急措置</li> <li>・除草作業、樹木剪定などの日常管理</li> <li>・毀損箇所の復旧</li> </ul>	



表4 A区における現状変更の取扱い基準

項目		基準
土地形状の変更		下記の行為を除き、原則、認めない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの</li> <li>・法第125条但し書きに規定する原状復旧、応急措置</li> </ul>
営農 (公有地化まで)		現状の方法を維持する場合に限り、認める。 下記の行為は、原則、認めない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛蒡の栽培など、深い耕作を伴うもの</li> <li>・果樹、植木の栽培など、根が大きく張るもの</li> <li>・ウドの栽培、芋室の造成など、深い掘削を伴うもの</li> <li>・新規の井戸掘削</li> </ul> 下記の行為は、史跡の保存、景観に影響を与えない場合に限り、認める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用ハウスの設置、改修</li> <li>・畑から田へ、または田から畑への変更</li> <li>・農業用送水管の改修</li> </ul>
建築物	新築	下記の行為を除き、原則、認めない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの</li> <li>・既設の建築物と同範囲に建築し、かつ、土地形状の変更を伴わず、史跡の保存、景観に影響を与えないもの</li> </ul>
	増築 改築	下記条件を満たす場合、認める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限の範囲、規模であること</li> <li>・史跡の保存、景観に影響を与えないこと</li> <li>・史跡の本質的価値、及び景観を向上させること</li> </ul>
	除却	下記条件を満たす場合、認める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限の範囲、規模であること</li> <li>・史跡の保存、景観に影響を与えないこと</li> </ul>
工作物	設置	下記の行為を除き、原則、認めない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第115条第1項に規定する史跡の管理に必要な施設</li> <li>・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの</li> <li>・既設の工作物と同範囲に建築し、かつ、土地形状の変更を伴わず、史跡の保存、景観に影響を与えないもの</li> </ul>
	改修 除却	下記条件を満たす場合、認める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限の範囲、規模であること</li> <li>・史跡の保存、景観に影響を与えないこと</li> </ul>
埋設物	新設	下記の行為を除き、原則、認めない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第115条第1項に規定する史跡の管理に必要な施設</li> <li>・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの</li> </ul>
	除却	下記条件を満たす場合、認める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限の範囲、規模であること</li> <li>・史跡の保存、景観に影響を与えないこと</li> </ul>
道路	新設 拡幅	下記の行為を除き、原則、認めない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの</li> </ul>
	改修 除却	下記条件を満たす場合、認める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要最小限の範囲、規模であること</li> <li>・史跡の保存、景観に影響を与えないこと</li> </ul>



項目		基準
樹木	植樹	下記の行為を除き、原則、認めない。 ・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの ・史跡の保存、景観に影響を与えないこと ・法面を保護するためのもの
	管理	枝剪定、施肥、草刈り、清掃などの日常管理は認める。
	伐採	下記の行為を除き、原則、認めない。 ・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの ・法第 125 条但し書きに規定する原状復旧、応急措置
	抜根	下記の行為を除き、原則、認めない。 ・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの
発掘調査		下記の行為を除き、原則、認めない。 ・史跡の保存、活用、整備目的の調査 ・法第 125 条但し書きに規定する原状復旧、応急措置に先立つ調査
その他		下記条件を満たす場合、認める。 ・必要最小限の範囲、規模であること ・史跡の保存、景観に影響を与えないこと

#### 4. B～D区における現状変更の取扱い

B、C区は、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲及び埼玉県重要遺跡の範囲に含まれるため、法第93条、同94条に基づく届出などによって遺構の保存を図ります。D区の一部は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外ですが、遺跡の内容究明に向けた発掘調査の実施や、史跡隣接地としての景観形成に努めます。

表5 B～D区における現状変更の取扱い

地区	内容
B区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の埋蔵文化財包蔵地及び埼玉県重要遺跡の範囲であるため、土木工事などの計画が生じた場合は、法第93条、同第94条の規定に基づく届出、通知をもとに、工事主体者と協議し、保存に関する適切な対応を図る。</li> <li>・史跡の本質的価値を構成する遺構が所在し、保護が必要な範囲であることから、地権者の理解と協力を得て追加指定と公有地化を目指す。</li> <li>・公有地化までの間、史跡としての景観に適した土地利用がなされるよう、地権者に理解と協力を求める。</li> </ul>
C区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知の埋蔵文化財包蔵地及び埼玉県選定重要遺跡の範囲であるため、土木工事などの計画が生じた場合は、法第93条、同94条の規定に基づく届出、通知をもとに、適切な対応を図る。</li> <li>・良好な景観形成に向け、地権者に理解と協力を求める。</li> </ul>
D区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神明貝塚の全体像や開析谷の様相の解明に向け、発掘調査などの実施について地権者との協議を進める。</li> <li>・史跡を取り巻く良好な景観形成に向け、地権者に理解と協力を求める。</li> <li>・確認調査などを継続的に行い、史跡の本質的価値を構成する遺構が検出された場合には、適切な保護に努める。</li> </ul>



## 5. 追加指定

現在、指定範囲に囲まれた貝塚の中心部の一部（990m<sup>2</sup>）が未指定です。史跡の本質的価値の確実な保存管理、活用に向け、地権者と協議を行い、史跡隣接部を含むB区全域の追加指定を、迅速に進める必要があります。

また、史跡指定範囲外において、史跡の本質的価値を構成する遺構などが確認された場合には、地権者と協議を行い、追加指定を進めます。

## 6. 公有地化

史跡指定範囲及びその周辺は、大部分が民有地であり、公有地化が図られていません。史跡の確実な保存管理、活用、整備のため、地権者と協議を行い、公有地化を進めます。

公有地化は、史跡指定範囲であるA区と、追加指定を行うB区から優先的にを行い、史跡の確実な保存を進めます。C区、D区は公有地化に向けた調整を地権者や関係機関と進め、中期的な計画のもと公有地化を図ります。

なお、史跡指定範囲及びその周辺は全て農業振興地域にあたり、その大半が農用地に指定されています。公有地化に先立つ、農用地の除外申請及び農地転用許可申請などの関係法令手続きを速やかに行います。

## 7. 遺物などの管理

現在、神明貝塚の遺物、調査図面、写真などは、文化財整理室や春日部市教育センターなどに分散して収蔵しています。それらを適切に保管し、継続的な調査、研究を進めるため、一括管理するための施設や、管理・公開するためのシステムなど、基盤整備の方法を検討します。

## 8. 調査・研究

史跡の本質的価値を明らかにするため、これまでの調査成果を網羅した詳細報告書の作成、刊行を行います。また、当時の土地利用、集落の変遷、生活、住居、製塩などの諸活動について、研究成果を公開し、市民の関心を高めます。

近年の考古学的成果によって、台地上の集落に近接する低地には、水場遺構などを伴うことが多いという特徴が判明しています。神明貝塚においては、史跡東側に位置する東の谷に相当します。現在、東の谷は埋め立てられており、当時の様子を窺い知ることは困難ですが、ボーリング調査により縄文時代の地

層が確認されていることから、本史跡に関連する遺構が存在する可能性が高いため、確認調査などを実施します。

また、大学や研究機関、近隣市町などと連携し、考古学のみならず、貝や魚、植物など、神明貝塚に関する生物や環境についての学際的な調査、研究を行います。



## 第8章 史跡の活用



### 第1節 方向性

市民が神明貝塚を誇りとし、市に対する愛着を深めることが活用事業の目的です。したがって、現状と課題及び活用の基本方針を踏まえ、下記の方向性により活用事業を実施します。

#### 1. ターゲットの設定

神明貝塚は市の北東端に位置し、中心市街地から約 8.1km の距離にある一方で、杉戸町や野田市と隣接し、さらに 3km 先には坂東市があり、埼玉、千葉、茨城の 3 県を臨む位置にあります。この立地特性を生かし、活用事業においては、下記のとおり対象者（ターゲット）を区分し、それに応じた事業を実施して、各事業への参画を促進します。

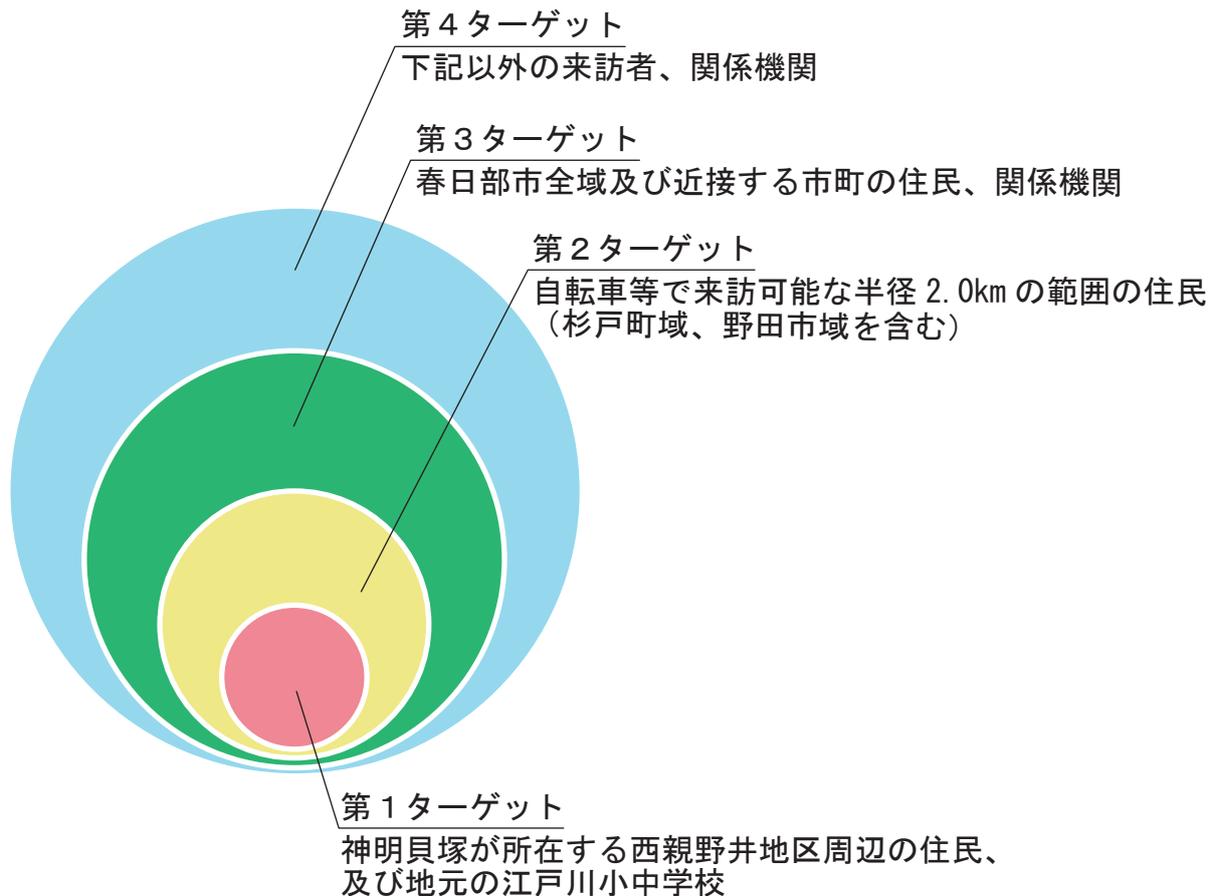


図 35 活用事業のターゲット

## 2. 分かりやすい解説

活用の基本方針を踏まえ、調査に基づく正確な情報であることを前提に、神明貝塚の魅力（すばらしさ）や価値（大切さ）を、市民にとって身近な切り口から分かりやすく解説することを重視します。

## 3. 学校教育との連携

学校教育において、市域に国の史跡が存在することは、地域学習の素材として非常に有益です。例えば、地元の江戸川小中学校においては、宝珠花の大風揚げや榎の囃子神楽、倉常の神楽囃子が地域学習の素材として活用されています。

そこで、史跡を地域学習の素材として位置付けていくための方法を十分に検討し、学校教育と連携した効果的な活用事業の実施に努めることで、神明貝塚に関わる人材が生まれる契機とします。また、児童生徒を起点とし、保護者、そして全市民へ、神明貝塚に対する関心を高め、保存管理、活用、整備の担い手の養成を図ります。

## 4. 近隣市町、国、県との連携

史跡の立地特性を生かし、近隣市町や国、県と連携し、効果的な活用事業の実施に努めます。特に、隣接する杉戸町や野田市などと連携して、文化遺産や観光資源を掘り起こし、それらを一体的に活用する方法を検討します。

また、貝塚の歴史は、川や海の歴史と不断の関係にあります。国や県などの史跡に指定された貝塚が所在する自治体や、江戸川を管理する国土交通省、中川を管理する埼玉県との連携を促進します。

## 5. 大学、企業との連携

大学や企業などと連携し、常に新しい活用の手法について調査、研究を行います。

## 第2節 方法

### 1. 紹介動画、パンフレットの公開

史跡の本質的価値を広く伝え、市民の関心を喚起するため、平成30年より、市公式ホームページ、YouTube公式チャンネルに神明貝塚を紹介する動画、パンフレットを掲載し、広く世界に周知しています。全てのターゲットを対象としています。インターネットの性質上、広域に伝えることが可能なため、第3、4ターゲットに大きな効果があります。引き続き、HP上での公開を続けるとともに、情報の更新、追加、多言語化を行い、神明貝塚に関心をもつ人々の拡大に努めます。また、発掘された資料をデジタル映像化し、神明貝塚の魅力を世界へ発信する方法を検討します。



写真49 神明貝塚ホームページ



写真50 紹介動画

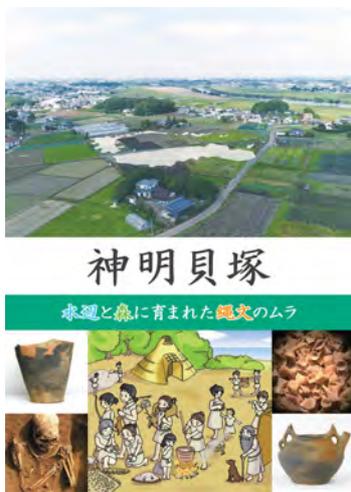


写真51 パンフレット

## 2. キャラクターの活用

“史跡”や“貝塚”という硬いイメージを払拭し、子供たちを中心に、全てのターゲットに神明貝塚に親しんでもらうため、神明貝塚から発掘された土偶をもとにした「ぐうすけ」と、縄文の女の子をイメージした「めいちゃん」の2つのキャラクターを制作しました。今後は、パンフレットや動画、展示、キャラクターグッズやラインスタンプなどへ活用するほか、新規キャラクターの制作も検討します。



図36 めいちゃんとぐうすけ

## 3. 特別展

第3ターゲットを主な対象として、史跡の本質的価値について、市民などの理解を深めるため、郷土資料館において特別展を実施します。遺物や集落復元模型の展示のほか、ギャラリートーク、体験講座などを実施し、来館することで得られる情報、体験を提供します。調査、研究の進展に伴い、新しい発見が予想されることから、数年間隔で定期的で開催します。



写真52 郷土資料館での特別展



写真53 ギャラリートーク

## 4. 巡回展示

第3ターゲットに広く史跡を周知するため、庄和総合支所、公民館、図書館などの公共施設で巡回展示を実施しています。特に、公民館などでサークル活動や地域活動に参加する市民に興味を抱かせることを目的とします。巡回展示



を通じて神明貝塚の特徴や価値をアピールすることで、これら市民が保存管理、活用、整備の担い手として参画することが期待されます。

表6 巡回展示実施施設

年	展示場所
平成30年	庄和総合支所
令和元年	庄和地区公民館、中央公民館 庄和図書館、内牧地区公民館
令和2年	豊春地区公民館、武里地区公民館
令和3年	幸松地区公民館



写真54 庄和地区公民館での巡回展示

## 5. シンポジウム

学識者を招へいし、年に1度開催しています。第3、4ターゲットを主な対象とし、調査、研究で得られた最新の成果を伝え、神明貝塚に対する理解を深めるものです。



写真55 シンポジウム

表7 シンポジウムのテーマ

年	テーマ
平成30年	発掘調査から分かる3800年前の縄文人の暮らし
令和元年	「和食」のルーツ? 3800年前の縄文人の食文化

## 6. 出前講座

第1～3ターゲットを対象とするもので、神明貝塚に対する市民の理解を深めます。春日部市ふれあい大学などの市民向け講座や、市民団体主催の各種講座に講師として職員を派遣し、神明貝塚の魅力や価値を紹介します。

## 7. 周遊コースの設定、ガイドブックの作成

第2～4ターゲットを主な対象とし、神明貝塚及び周辺の文化遺産、観光資源、景観資源を周知します。大風文化や郷土資料の展示、体験の場としての活用を計画している旧宝珠花小学校や、観光資源として注目されている首都圏外郭放水路を含めた各種資源について、徒歩や自転車で周遊するコースの設定、ガイドブックの作成、それらコースを巡るツアーなどを実施します。また、か

すかべ健康マイレージスタンプカードの押印対象事業への参加など、市内の様々な事業と連携し、来訪者の増加を促進します。

コース設定にあたっては神明貝塚周辺の歴史、文化、景観のストーリーを設定し、近隣市町、国、県の機関、ボランティア団体などと連携して、文化遺産などを掘り起こし、周知します。



図 37 史跡周辺の主な文化財・施設



## 8. 体験事業

全ターゲットを対象とし、特に第1ターゲットの地元の小中学校を中心に事業を展開して、次世代の保存管理、活用、整備の担い手の養成を目的とします。貝塚を掘る、土器に触るなどの体験事業は、神明貝塚への親近感を創出します。また、整備事業により植栽した樹木などから得られる種実、木材、生息する動物、昆虫などの資源を利用した事業は、植え、育て、獲り、使うという複数の工程を伴うため、リピーターの確保につながります。さらに、企業などとともに、多様な体験事業を模索します。

### ■■ 体験事業の例 ■■

- ・ 発掘調査体験
- ・ 竪穴住居復元体験
- ・ 竪穴住居燃焼実験
- ・ 縄文アクセサリー教室
- ・ 大豆、小豆、クリ、クルミの栽培
- ・ 藻塩作り教室
- ・ 焚火を囲んだ懇談会
- ・ 遺物整理体験
- ・ 竪穴住居宿泊体験、炊事体験
- ・ 縄文技術実験教室
- ・ 土器作り教室
- ・ 木工教室、菓子作り教室
- ・ 自然観察会、星空観察会
- ・ プロジェクションマッピングなど

## 9. 学校教育での活用事業

児童生徒を起点として、その保護者や市民が、保存管理、活用、整備の担い手となることを意図するものです。第1～3ターゲットのうち、児童生徒及び教職員が主な対象です。教科書とは異なり、遺構や遺物は生きた教材です。地域学習や社会科などへの活用が可能であることを教育現場へ広めるとともに、効果的な活用方法について、教職員などと連携して研究します。また、児童生徒の自発的な学習のための体験の場や、学習成果の発表の機会を設けます。



写真 56 小学校への出張授業

### ■■ 学校教育での活用事業の例 ■■

- ・ 出張授業
- ・ 自然学習、環境学習との連携
- ・ 社会科見学のコースへの組み入れ
- ・ テキスト、イラスト、ハンズオンなどの教材研究など
- ・ 夏休みの自由研究の素材として、施設の提供や体験事業の実施
- ・ 神明貝塚を題材とした自由研究発表コンクールなどの開催

## 10. 地域との連携

史跡に最も近い地域住民（第1ターゲット）を対象に、史跡の価値や保存する意義を伝えるだけでなく、地域住民が積極的に参画するような活用事業を実施し、担い手の確保、育成に努めます。また、史跡の活用、整備で得られた成果を地域住民と協働で利用する仕組みづくりについても検討します。

### ■■地域住民との連携事業の例■■

- ・ワークショップ、意見交換会
- ・植生復元のための苗木の育成
- ・育てた植物から得られた木の実などの利用
- ・地域住民の活動の場の提供
- ・農産物直売などの場の提供

## 11. サポーターの養成

第1～3ターゲットの市民などを対象に、展示やシンポジウム、講座、体験事業などをおして、ワークショップなどへの参加を募り、担い手（サポーター）の確保、育成に努めます。また、既存のまちづくり団体や観光団体、自然保護団体などと連携を図ります。

### ■■サポーター養成のための事業例■■

- ・ワークショップ、講習会
- ・イベントや普及啓発事業などの共催
- ・環境美化活動
- ・周遊コースの設定、ガイドブックの共同作成など

## 12. 貝塚ネットワークの形成

第4ターゲットの呼び込みを主目的とします。国、県などの史跡に指定された貝塚が所在する自治体、大学などの研究機関と連携して、情報交換、共同事業を実施し、事業内容の充実と、情報発信、集客の相乗効果を図ります。

### ■■共同事業の例■■

- ・共通テーマ展示
- ・巡回展示
- ・スタンプラリー
- ・シンポジウム
- ・貝塚巡り
- ・サポーターの交流など

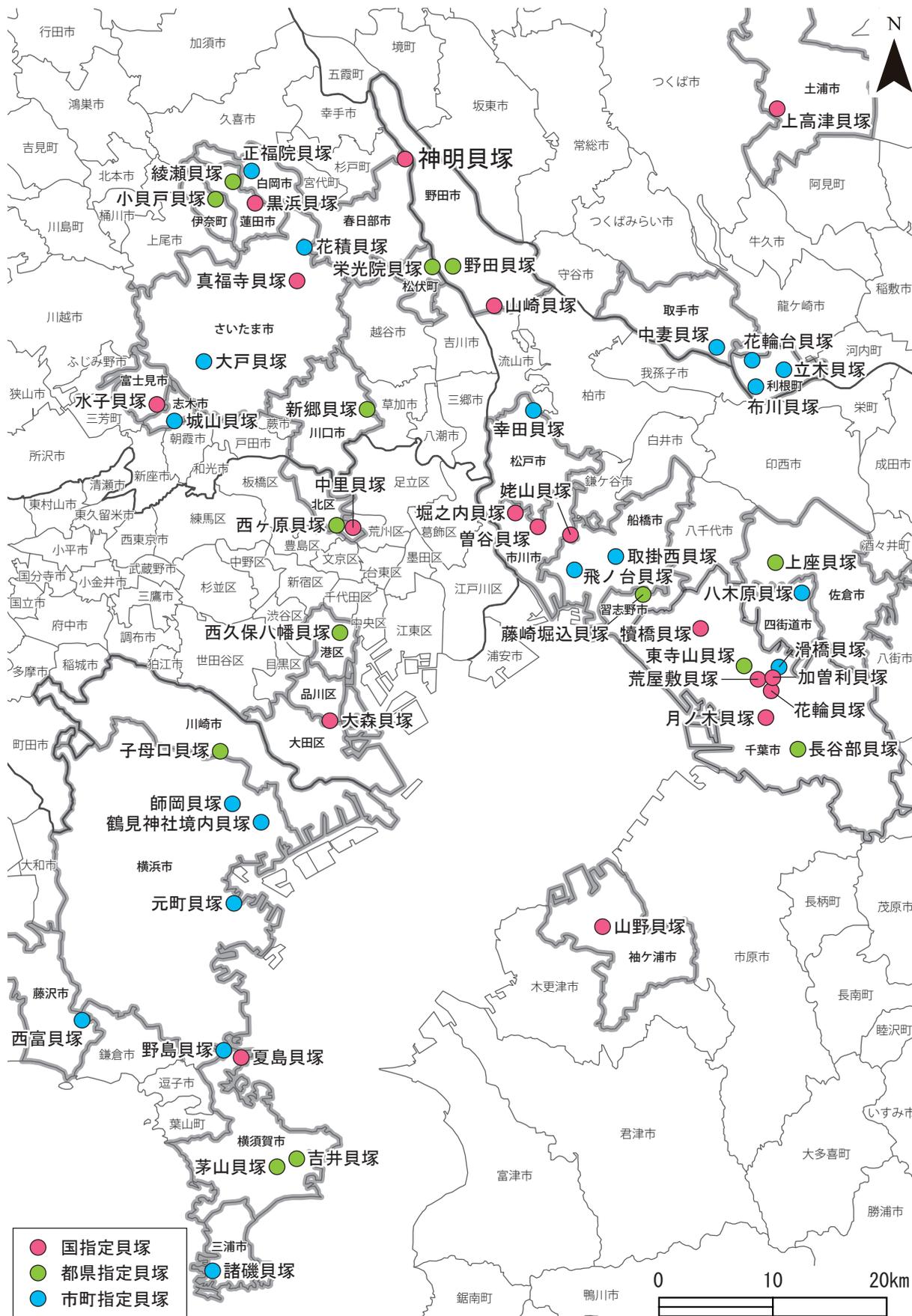


図 38 史跡指定の貝塚

### 13. 社会情勢の変化への対応

第3、4ターゲットに相当する地域外住民を対象とします。周辺地域では人口減少が進む一方、都心への通勤、移住を避ける様相もみられます。そこで、将来起こりうる、産業構造やライフスタイルの変化を汲み取り、地域の活性化や新規移住者の獲得につながるような事業について、大学や企業とともに研究などを行います。



図 39 活用イメージ



## 第9章 史跡の整備



### 第1節 方向性

史跡を確実に保存するための措置と、史跡の魅力や価値を分かりやすく伝えるための施設の設置、多くの市民が集い、賑わい、活動する場の形成が、整備の目的です。そこで、整備事業は下記の方向性をもって実施します。

- 1 史跡の本質的価値を確実に保存することを最優先とします。
- 2 来訪者が神明貝塚の価値を視覚的、体感的に理解できるものとします。
- 3 公共投資として、地域の活性化に寄与します。
- 4 来訪者が幾度も訪れ、利活用したいと思える場を形成します。
- 5 周辺地形や景観も併せて復元し、多面的な活用シーンを創出します。
- 6 保存管理、活用、整備の拠点となる施設を設置します。

### 第2節 方法

#### 1. 保存のための整備

貝層及び遺構を確実に保存するためには盛土保存が有効ですが、盛土保存は貝塚を見学する際の醍醐味である貝層の広がりを実感することができません。そこで、盛土保存を施さずに貝層や遺構の保存がかなう場合は、野田市の史跡山崎貝塚のような露出展示による整備を検討します。

他方、露出展示がかなわず盛土保存を行う場合は、盛土により目視することができなくなった貝層及び遺構について、過去の調査で採取した貝殻を利用して、貝層の検出状況を復元するなど、視覚的に貝層の範囲を示す方法について検討します。あわせて、貝層の堆積状況を示すため、平成26年の調査で採取した剥ぎ取り断面などの展示、活用を図ります。

その他、貝層及び遺構を毀損するおそれのある樹木の伐採、工作物の撤去、移転などを行います。

#### 2. 解説機能の設置

貝層や各遺構の位置、規模、形態といった情報を現地で提供する説明板や表示板などを設置します。説明板、案内板は史跡を毀損することのない仕様とし、設置する順序、内容は貝塚を散策する来訪者の動線を考慮します。また、写真





る場合は、盛土などにより十分に貝層や遺構などを保護することを条件とします。復元材料は緩衝帯の森林から得られた植物資源の利用を図ります。復元に際しては、市民などの協力を募ります。完成後は復元住居を活用した体験事業などを実施します。



写真 59 復元住居（水子貝塚）

## 5. 拠点施設

来訪者に常時、神明貝塚の特徴や価値を伝える展示施設や、史跡の適切な保存管理、活用、整備のための拠点施設の整備を検討します。また、市の既存の機能（埋蔵文化財を収蔵、整理、研究する施設）を集約するとともに、市民や民間事業者などの活動拠点としての機能を加え、史跡の保存管理、活用、整備を協働で、日常的に実施できる施設づくりを検討します。

なお、拠点施設の立地は、来訪者が利用しやすい場所であるとともに、史跡の保存管理、及び将来的な史跡範囲の拡張、良好な景観形成などに支障のない場所とし、道路や上下水道、消火栓の配置についても考慮します。

## 6. 便益施設

史跡への来訪者の主な交通手段は自動車と想定されます。そのため、案内板や駐車場などの便益施設の整備を検討します。また、江戸川サイクリングロードに近いので、サイクリングを主目的とする来訪者を誘客するような、休憩所などの設置も検討します。

ただし、便益施設の立地は、拠点施設と同様に、史跡の保存管理などに支障のない場所とします。また、便益施設の規模は、年間の利用者数を考慮した適切な範囲とします。



写真 60 案内板  
（水子貝塚）

## 7. 広域的な景観形成

史跡の景観保護のため、周辺地域を含めた広域的な景観を形成します。また、地域や関係機関と協議の上、周辺地域の良好な景観形成と維持のための施策を検討します。



図40 整備イメージ



## 第10章 運営体制



### 第1節 方向性

史跡の保存管理、活用、整備を確実に実施するための運営体制は、下記の方  
向性をもって構築と充実を図ります。

- 1 史跡の管理団体である春日部市を主体とした管理運営体制を構築します。
- 2 市民との協働による日常的な維持管理体制を確立します。
- 3 庁内関係部局、研究機関、教育機関、関連自治体などと幅広く連携します。

### 第2節 方法

#### 1. 保存管理体制

文化財保護の観点から、史跡の公有地化、追加指定、調査、保存活用計画の  
更新、史跡整備計画の策定、現状変更に関することなど、保存管理に係る事業  
は春日部市教育委員会が行います。

#### 2. 活用、整備の体制

史跡の活用、整備に関しては、市民、近隣市町、国、県、大学、民間事業者  
などと協働、連携して行います。また、自立性、持続性の高い体制の構築を検  
討します。

#### 3. 体制の強化

事業の主体となる春日部市の体制を強化するため、専門職員の配置と資質の  
向上を図ります。また、史跡の保存管理、活用、整備の諸事業と、市の各施策  
の効果を相乗的に高めるため、神明貝塚周辺の地域に係るインフラや公共交  
通、農業振興、福祉などの事業を総合的に企画、調整することを検討します。





## 第 11 章 実施計画



本計画の計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとします。計画期間のうち、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを前期、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までを後期とし、前章までに示した神明貝塚の保存管理、活用、整備、運営体制の方法を段階的に検討、実施します。

### 第 1 節 前期計画（令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

史跡の保存管理、活用、整備における、喫緊の課題を解決するための事業を重点的に実施します。主に A 区と B 区を対象とします。

#### 1. 保存管理

- ・ 史跡の公有地化に向けた、農用地の除外申請、農地転用許可申請などの関係法令手続き。
- ・ 追加指定についての地権者との協議。
- ・ A、B 区の公有地化。
- ・ 地権者による日常管理などへの支援。
- ・ 露出した遺構や遺物、及び法面などの保護。
- ・ 史跡範囲を明示する標識、説明板、境界標などの設置。
- ・ 整理調査、詳細報告書刊行。

#### 2. 活用、整備

- ・ 動画配信、パンフレット配布、巡回展示、シンポジウムの開催。
- ・ 周辺の文化遺産、観光資源の掘り起こしと、周遊ルートの設定、ガイドブックの作成。
- ・ 現地見学会、周辺文化遺産巡りなどの実施。
- ・ 体験教室の実施。
- ・ 案内表示、解説板の設置。
- ・ 小中学校などへの出張授業。
- ・ ワークショップなどへの参加呼びかけ。
- ・ ICT を利用した鑑賞支援システムなどについての調査研究。
- ・ 仮設駐車場など便益施設の仮整備。

### 3. 運営体制

- ・史跡の保存管理、活用、整備を担当する専門職員の配置。
- ・サポーターを養成するための、講座、ワークショップなどの開催。

## 第2節 後期計画（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

史跡の保存管理、活用、整備における、将来的な課題を解決するための事業を実施します。主にC区とD区を対象とします。

### 1. 保存管理

- ・C区の公有地化。
- ・貝層、遺構を確実に保存するための盛土などの整備。
- ・史跡の価値を高めるためのD区の範囲内容確認調査。

### 2. 活用、整備

- ・パンフレット、動画、総括報告書などの多言語化。
- ・教育課程への組み込み。
- ・貝層、植生、遺構の復元的整備。
- ・園路、四阿、解説機能などの設置。
- ・発掘体験、植栽体験、住居建築体験など、現地メニューの実施。
- ・拠点施設の計画、整備。
- ・史跡とふれあえる公園整備の検討。
- ・周辺地域の良好な景観形成のための施策の検討。

### 3. 運営体制

- ・史跡の保存管理、活用、整備と地域に係る事業の総合的な企画、調整。
- ・近隣市町、関係機関とのネットワーク構築。
- ・民間事業者との連携、誘致。

表8 実施計画工種

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度～
史跡神明塚 保存活用計画	計画策定 設定	前期計画 認定	後期計画 目標設定 修正									
保存管理	地区区分 追加指定 公有地化 日常管理 遺物管理 調査・研究 動画等公開 キャラクター 特別展 巡回展示 シンポジウム 出前講座 ガイドブック 文化遺産巡り 体験事業 学校での活用 地域連携 サポーター 貝塚ネット 社会対応	前期計画 認定	後期計画 目標設定 修正									
活用	計画策定 設定 地権者協議、意見具申(随時) 農用地除外、農地転用(A、B区) 除草、清掃、点検、遺構保護(随時) 一時保管 整理調査、大学等との共同研究、詳細報告書刊行 既存動画、パンフレット公開 動画、パンフレットでの活用 市内公共施設で実施 随時 ワークショップ ルート設定 ガイドブック作成 既存公共施設での体験事業 出張授業(随時) 教材研究 意見交換、日常管理支援 講習会、ワークショップ 連携呼びかけ 共同事業 情報収集	後期計画 目標設定 修正										
整備事業	整備基本計画 設計・監理	整備基本計画 設計・監理	整備基本計画 設計・監理	整備基本計画 設計・監理	整備基本計画 設計・監理	整備基本計画 設計・監理	整備基本計画 設計・監理	整備基本計画 設計・監理	整備基本計画 設計・監理	整備基本計画 設計・監理	整備基本計画 設計・監理	整備基本計画 設計・監理
体制	活用、整備	活用、整備	活用、整備	活用、整備	活用、整備	活用、整備	活用、整備	活用、整備	活用、整備	活用、整備	活用、整備	活用、整備

# 第 12 章 経過観察

## 第 1 節 方向性

史跡の適切な保存管理、活用、整備は、将来にわたり継続して取り組む必要があります。また、各事業と本計画との整合性について定期的に点検し、事業の効果を検証します。あわせて、社会情勢の変化を注視し、新たな課題の解決に向けて、計画の修正を検討します。

こうした経過観察については、図 42 のとおり、PDCA サイクルにより、春日部市教育委員会が実施し、点検、検証の結果に基づき、事業改善、計画修正を行います。

## 第 2 節 方法

史跡に関する各事業の進捗状況の把握、事業内容と本計画に掲げる基本方針との整合性の確認、事業の実施により得られた効果（本計画に記載する将来像に近づいたか）の検証を行います。

## 第 3 節 点検、検証結果の反映

点検、検証により得られた結果を基に、事業の改善を図ります。また、社会情勢の変化により、新たな課題が発生した場合は、計画の修正に努めます。

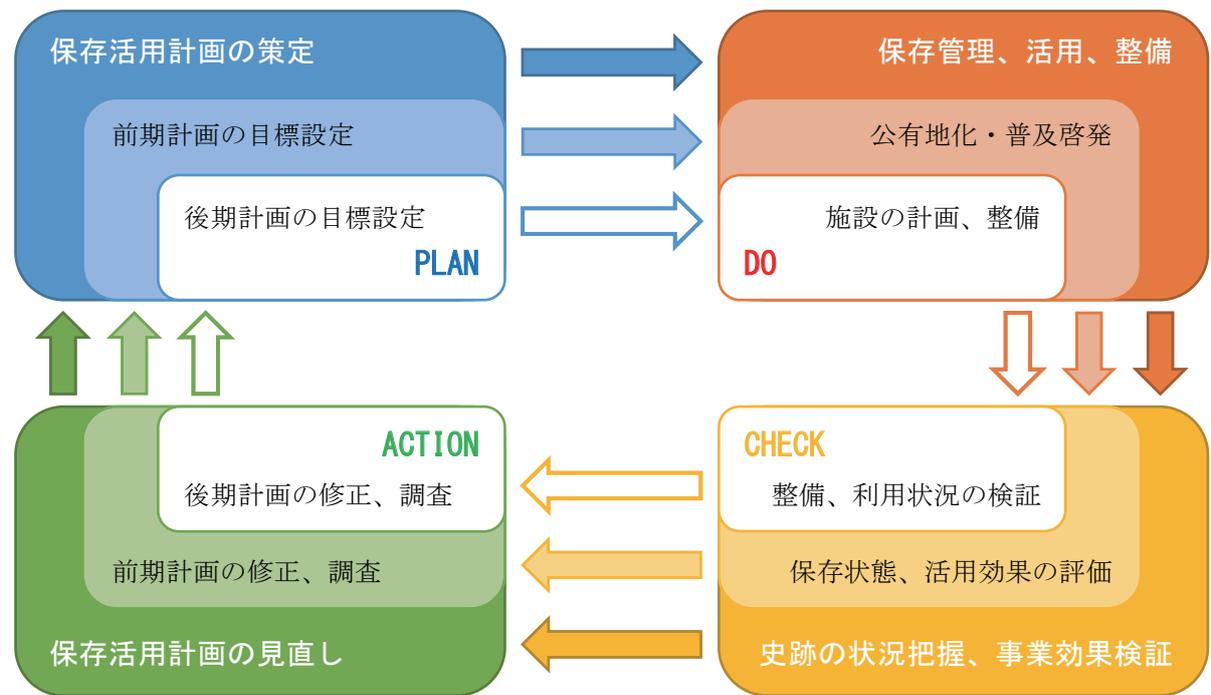


図 42 PDCA サイクル



史跡神明貝塚 点検票 (例)					
日時		記入者			
項目	実施例	取組状況			現状、目的 成果、課題
		未 実 施	計 画 中	取 組 済	
整備	保存活用計画・整備基本計画に基づいて実施されているか				
	標識や説明板は十分に設置されているか				
	説明板などの表現は、学術的根拠に基づいているか				
	史跡の価値を理解し、学習できる場となっているか				
	遺構などに影響がないように整備されているか				
	整備後の経過観察は適切に行われているか				
	活用を意識した整備が行われているか				
	多言語に対応した整備が行われているか				
	整備において目指すべき良好な史跡景観の姿を実現できたか				
	整備基本計画の見直しはされているか				
運営 体制	運営については適切に行われているか				
	事業遂行に向け、職員の適切な配置など、体制の充実が図られているか				
	市民、研究機関、民間事業者との連携、協働が図られているか				
	文化庁や県、近隣市町との連携が図られているか				
	庁内他部署との連携が図られているか				
計画 策定	保存活用計画の見直しは実施されているか				
	整備基本計画は策定されているか				
予算	保存管理、活用、整備、運営体制に必要な予算は確保されているか				